

電気通信大学産学官連携研究員に関する規程

平成13年 5月16日

改正

平成14年11月20日

平成16年 4月 1日

平成22年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)において共同研究・受託研究を実施するにあたり、当該研究の能率の向上を目的として採用する非常勤職員(以下「産学官連携研究員」という。)の取扱いについて定めるものとする。

2 産学官連携研究員は、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則別表に規定する研究員とする。

(資格)

第2条 産学官連携研究員は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 産学官連携等の研究に資するための経費で採用されること。
- (2) 共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると認められること。
- (3) 原則として、他の職に就いていないこと。

(職務内容)

第3条 産学官連携研究員は、本学において、本学が契約に基づき行う共同研究・受託研究に従事する。

(特許等の取扱い)

第4条 産学官連携研究員に係る特許等の取扱いについて必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通信大学職員の職務発明等に関する規程」による。

(研究成果の公表)

第5条 産学官連携研究員が雇用期間中に行った研究の成果を公表する場合は、当該共同研究又は受託研究を担当する教員の同意を得た後に行うものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年11月20日から施行し、平成14年7月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。